

板橋区福祉有償運送運営協議会傍聴規程

平成17年3月11日決定

(趣旨)

第1条 この規程は、板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱(平成17年1月18日区長決定)に基づき、板橋区福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の申込)

第2条 協議会の議事の傍聴を希望する者は、福祉部障害者福祉課において、申込書に、自己の住所、氏名などを記入の上、傍聴券を受け取るものとする。

2 傍聴を希望する者が多数で定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定し、傍聴席に入ることでない場合は傍聴の申込を断ることがある。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退室しようとするときは、これを福祉部障害者福祉課に返還しなければならない。

(傍聴席に入れない者)

第3条 次の各号の一に該当すると認めるときは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 傍聴券を携帯していない者
- (2) 凶器の類を携帯した者
- (3) 酒気を帯びた者
- (4) 異様の扮装をなした者

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守り静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加える恐れのある物を携帯してはならない。
- (2) 傘、杖(会長の許可を受けたものを除く。)の類を携帯してはならない。
- (3) ゼッケン、たすき等を着用したり、ピラ、プラカード、旗の類を持ち込まないこと。
- (4) 委員の発言に対し、批判を加えてはならない。
- (5) 発言し、又は拍手その他の方法により、公然と可否を表明してはならない。
- (6) 騒ぎ立てる等、審議の妨害をしてはならない。
- (7) 審議中にみだりに席を離れてはならない。
- (8) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (9) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。
- (10) 携帯電話、ポケットベル等の電源を切らなければならない。
- (11) その他、審議の支障となる行為をしてはならない。

(傍聴者の入退室)

第5条 傍聴者の入退室は、次の各号による。

- (1) 審議中における入室及び退室は、原則として認めない。
- (2) この規程に違背し、会長に退室を命じられた者は速やかに退室しなければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成17年3月11日から施行する。

板橋区福祉有償運送運営協議会協議会 傍聴申込書

平成 年 月 日

板橋区福祉有償運送運営協議会傍聴規程第2条の規程に基づき、板橋区福祉有償運送運営協議会の傍聴を申し込みます。なお、傍聴に際しましては傍聴規程を遵守します。

傍聴希望者

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

整理番号 _____

..... (きりとり線)

整理番号 _____

傍 聴 券

平成 年 月 日

傍聴者氏名 _____ 様

板橋区福祉有償運送運営協議会傍聴規程第2条の規程に基づき、第1回板橋区福祉有償運送運営協議会の傍聴券を交付します。

板橋区福祉有償運送運営協議会

注意事項

- ・協議会の審議開始前までに、傍聴席に着席して下さい。
- ・傍聴券の提示がない場合、協議会の傍聴はできません。
- ・傍聴券の再発行はしません。
- ・裏面の板橋区福祉有償運送運営協議会傍聴規程（抜粋）を遵守して下さい。
- ・お帰りの際は、本券を福祉部障害者福祉課まで返却して下さい。

板橋区福祉有償運送運営協議会傍聴規程（抜粋）

（傍聴席に入れない者）

第3条 次の各号の一に該当すると認めるときは、傍聴席に入ることができない。

- （1）傍聴券を携帯していない者
- （2）凶器の類を携帯した者
- （3）酒気を帯びた者
- （4）異様の扮装をなした者

（傍聴者の遵守事項）

第4条 傍聴者は、次の事項を守り静穏に傍聴しなければならない。

- （1）他人に危害を加える恐れのある物を携帯してはならない。
- （2）傘、杖（会長の許可を受けたものを除く。）の類を携帯してはならない。
- （3）ゼッケン、たすき等を着用したり、ピラ、プラカード、旗の類を持ち込まないこと。
- （4）委員の発言に対し、批判を加えてはならない。
- （5）発言し、又は拍手その他の方法により、公然と可否を表明してはならない。
- （6）騒ぎ立てる等、審議の妨害をしてはならない。
- （7）審議中にみだりに席を離れてはならない。
- （8）飲食又は喫煙をしてはならない。
- （9）写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。
- （10）携帯電話、ポケットベル等の電源を切らなければならない。
- （11）その他、審議の支障となる行為をしてはならない。

（傍聴者の入退室）

第5条 傍聴者の入退室は、次の各号による。

- （1）審議中における入室及び退室は、原則として認めない。
- （2）この規程に違背し、会長に退室を命じられた者は速やかに退室しなければならない。